

社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会 職員採用試験実施要領

(平成30年4月1日採用)

1 採用予定人数

1名

2 職務内容

福祉総合職

3 受験資格

- (1) 昭和58年4月2日以降に生まれた者
- (2) 社会福祉士、正准看護師、保健師、介護支援専門員、介護福祉士いずれかの有資格者
(平成30年3月末までに資格取得見込の者を含む)
- (3) 次のいずれかに該当する者は受験できません
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受験申込み手続き

(1) 申込み先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 総務課
〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号

(2) 申込み受け期間

平成29年12月1日(金)～12月27日(水)

※ 必着。受付時間は月～金曜日の午前9時～午後5時

(3) 提出書類 (提出書類は返還しませんので、ご了承ください。)

- ① 受験申込書
- ② 履歴書
- ③ 卒業(見込み)証明書
- ④ 資格者証の写し(有資格者のみ)もしくは資格取得見込証明書
- ⑤ 返信用封筒(返信先住所を明記・82円切手貼付)

5 試験の内容及び試験日等

(1) 一次試験

- ① 試験の内容 筆記試験
- ② 試験日時 平成30年1月21日(日) 午前10時から(受付9時15分から)
- ③ 会場 会津若松市社会福祉協議会追手町庁舎
(〒965-0873 会津若松市追手町5番32号)

(2) 二次試験

- ① 試験の内容 個人面接・小論文

- ② 試験日時 平成30年2月24日(土) 午前9時30分から(受付9時から)
 ③ 会場 会津若松市社会福祉協議会追手町庁舎

6 採用の通知等

- (1) 二次試験の結果は、平成30年3月上旬までに本人宛通知します。
 (2) 勤務は、平成30年4月2日(月)(雇用は4月1日)からとなります。

7 勤務条件

(1) 給与月額

- ① 採用された場合の予定給与月額は次のとおりです。

ア 大学(4年)卒	158,300円
イ 短大卒	146,900円
ウ 高校卒	137,900円

- ② 採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により額が加算されます。
 ③ 原則として年1回定期昇給があります。

(2) 諸手当

通勤、超過勤務(残業)、期末・勤勉手当などの諸手当が、それぞれの要件に応じて支給されます。

(3) 休日等

- ① 日曜日及び土曜日、国民の祝日、1月2日、3日、12月29日から31日。
 ② それぞれの要件に応じて年次有給休暇、特別休暇があります。

(4) 福利厚生

- ① 退職金支給制度があります。
 ② 社会保険加入制度があります。
 ③ 健康診断の受診制度があります。(年1回)

8 問合せ先

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 担当：総務課
 〒965-0873 福島県会津若松市追手町5番32号
 TEL 0242-28-4030 FAX 0242-28-4039
 URL <http://awshakyo.or.jp> E-mail aizu@awshakyo.or.jp

【団体の事業概要】

名称：社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会	代表者：武藤 淳一
住所：福島県会津若松市追手町5番32号	電話 0242-28-4030 (代表)
<p>当会は、社会福祉法第110条に基づく公的な民間福祉団体です。 会津若松市民、企業・団体などを会員として、主に次のような事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ○ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ○ 社会福祉を目的とする事業に冠する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ○ 上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ○ 保健医療・教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ○ 共同募金事業への協力 ○ 生活支援事業 ○ ボランティア活動 ○ 介護保険・障害福祉サービス事業 	